

○文部科学省告示第六十二号

高等学校学習指導要領の全部を改正する件（平成三十年文部科学省告示第六十八号）の施行に伴い、並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条、第九十九条及び第一百零四条第二項の規定に基づき、中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件及び連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件及び連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件の一部を改正する告示

第一条 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十年文部省告示第一百五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>1 〔略〕</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 中等教育学校の後期課程又は併設型高等学校の普通教育を主とする学科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款の3の(1)のエ及びオに規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で中等教育学校又は併設型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。</p> <p>三 〔略〕</p>
改正前	<p>1 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 中等教育学校の後期課程又は併設型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で中等教育学校又は併設型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。</p> <p>三 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条 連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十六年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>1 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 連携型高等学校の普通教育を主とする学科においては、生徒が<u>高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）</u>第一章第二款の3の(1)のエ及びオに規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で連携型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。</p>
改正前	<p>1 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 連携型高等学校の普通科においては、生徒が<u>高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）</u>第一章第二款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で連携型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。